

嘉手納村広報

所 役 人 所
行 村 行 盛 所
納 集 兼 行 盛 所
編 兼 兼 兼 兼 兼
集 兼 兼 兼 兼 兼
印 印 印 印 印
嘉 手 納 村 廣 報
島 研 文 文 文 文 文

新年度(一九五九年度)豫算審議を終えて

嘉手納村議会総務財政委員長 村山盛信



一九五九年度嘉手納村当り初予算案(提案総額四、五二五、四六三円)が去る六月十日議会で提出されました。議案では、例年の通り慎重に細部検討を期する為、同案を総務財政委員会に付託研究させる事になり、委員会としても其の意を載して慎重審議を重ね、なお会期延長までする熱の方で其の結果予算総額に於ては、僅かな修正総額で提案額四、五二五、四六三円に対し、修正結果額は四、五二三、〇五七円で其の修正率額は二、四〇六円と云う僅少な額でありましたが、内容におきましては当局の意志と多分にかけ離れた結果となつてをります。

十日議会で提出されました。議案では、例年の通り慎重に細部検討を期する為、同案を総務財政委員会に付託研究させる事になり、委員会としても其の意を載して慎重審議を重ね、なお会期延長までする熱の方で其の結果予算総額に於ては、僅かな修正総額で提案額四、五二五、四六三円に対し、修正結果額は四、五二三、〇五七円で其の修正率額は二、四〇六円と云う僅少な額でありましたが、内容におきましては当局の意志と多分にかけ離れた結果となつてをります。

意を示され無事に一九五九年度当初予算が成立した事は深く感謝し御礼申し上げる次第であります。新年度予算案の審議にあたりまして先づ感じた事は年度当初から本予算が執行出来る様な状態になつた事で、例年は暫定予算で急場をしのご大低九月頃しか本予算の成立は見なかつたのであります。

当然の事ではあります。格段の進歩と云わなければなりません。又此れも極く当然の事と云え、議員の審議に対する熱の入れ方も例年にない熱心さであります。

例の布令第百六十四号に基く土地収用宜告の結果、固定資産税の才入減及村有地並に非細分土地の軍地料のストツプ(一部)等で予算編成にも大変困難された事は云うまでもありませんが、其の結果は万やむを得ざる経費(義務的費用)を除いては大巾に緊縮され、過去数年々当村の発展と共に上昇線をたどつていた予算額が今年度急激に下向

して居り各種補助金の見合せや、役所費(旅費)の減額、特に土木費其の他の事業費等も縮減せざるを得なかつた事は残念な次第であります。産業経済費に就いては委員会に於ても其の内容が特に検討されたのであります。我が村の発展に大きく影響し、村民の福利増進に重大な役割を演ずるものと思考されますので唯無批判に従来の事業に拘泥する事なく当村の特殊事情とも良く勘案され、村長の施政方針の具体的現れでなければならぬと思つてあります。

ドル交換所の費用に就きましては委員会に於ても是非必要だと考え、又、今尚、継続中でもありますので新に提案を要望致しました所、村当局に於ても快く承諾された事は村民の一人として感謝申し上げる次第であります。参考の為に村民皆様にドル交換所の過去の交換高実績を申し上げますと過去六ヶ月間の平均月四万六千ドルになつており、B円にして五百五拾万円になり、交換高の五〇%(実際は其れ以上)当村内で消費されるとしても式百八拾万円に近い金が直接間接に月々村民皆様の前に流れるのであります。交換所がなくても米軍人軍属の落す金はある事ではあります。恐らく其の額は随分少くなるものであります。

其れから区長問題に就きましては、村民の一部の方々に誤解がある様でありますので新年度予算に附随して検討された区長問題の状況のあらましを述べてみたいと思つてあります。

あくまでも村長の執行権内にあるのであります。直接間接予算に関連するものであり、又住民皆様の負担にかゝる問題でありますので住民の代表議決機関である議会は当初予算審議にあたりましては必然的に検討を加えざるを得ないのであります。其の結果改正を要すると思はれる点については要望事項として村長に要請されるわけであり、前にも申し上げた通り其の権限はあくまでも村長にある事は申し上げるまでもありません。

一九五九年度嘉手納村才入才出予算の編成方針概要

市町村自治法第二条第四項に「市町村はその事務を処理するにあつては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない」と定められて

つても絶えずこの条文を念頭に置いて限りある村の財源を少しの無駄なく最大限の効果を得ようものと奮心しておるものであります。一概に予算は仕事をするための計数的な基礎的な計画であり、その中でも才出の計画が生命となるものであると云われてをります。

五九年度の才出予算に於ける編成概要を申し上げますと、先づ義務的経費は優先的に計上してあります。この経費は市町村が存在する限り何を措いても負担し、支出しなければならぬ義務的なものであります。職員の手当や旅費、諸手当等は報酬や費用弁償、その他選挙費や消防費、伝染病予防費等が含まれてをります。しかし乍らこれ等の経費の殆んどが消費的経費でありますので、これを極力切りつめるために職員の旅費日当を減額し、側面的には、給与支給条例の一部を改正して、「正規の勤務時間に勤務しない職員の給与に対してはその時間について給料を減額する」方針を樹てこの影響に依つて無駄な給与の支出を極力阻止し、合せて職員の仕事能率の向上と、事務量と給料額の釣合を確実に執行して行き度いと思つてをります。

次に、市町村の施策にもとづく任意的経費としては、先に産業経済振興五ヶ年計画を樹立して一応議会の承認を得た形になつてをりますので、この計画にもとずいて初期年度である今回の予算に一次計画に要する費用を計上するのが立前であり、未だ政府の審議委員会が右計画に対し検討中であることと布令一六四号にもとづく固定資産税の免税に伴う才入面の減少が原因となつて今回の予算に計上出来なかつたことを残念に思つてをります。市町村として存在し制度的に自治を許されてをる以上一切の行政費を自主財源によつて賄うようでありたいと願う気持は万人のひとしく認めるところであります。しかし乍ら先にも述べましたように布令一六四号に基く固定資産税の免税と収用宣言をうけた村有財産(土地)の使用料が政策面でも受入不可能な状態であるため今年においても政府の政策面による補助事業に期待する所大であります。未だに特定財源を確保するための確実な見通しが立たないため今回の予算では政府から受ける土木、産業経済関係の補助事業は人件費を除きすべて費目のみ存置してあります。

次に政策面に於て著しく相違した点を述べますと毎年在村各種団体に對しては相当額の補助金を支出し、各団体の強化育成を図つて来たわけであり、御承知の通り各団体とも村行政機関とは別個の独立した民間団体でありこれに對し只漠然と一ヶ年を通しての団体運営費に補助金を出すことは違法行為と見做されてをりますので、これを是正し、今年から村補助金交付規程に從つて、村財源の許す範囲内に於て各団体の一つ一つの事業を細密に検討し、補助金申請にしても団体全般の運営費に對する申請ではなく、一つ一つのその団体の事業に對する補助申請に基いて村民の意思が充分反映するところの条件を付して補助する方針を樹ててをります。従つて各団体から提出されてをる補助申請についても詳細な

1959年度嘉手納村才入才出予算

(才入総括表)

款	本年度額	前年度額	比較		予算に對する割合	備考
			増	減		
1 村 税	1,768,487	2,344,844		△ 576,357		
2 市町村交付税	1,171,000	826,080	344,920			
3 公営企業及財産収入	481,985	560,408		△ 78,423		
4 分担金及負担金	1	1				
5 夫役及現品	2	2				
6 夫使用料及手数料	181,101	175,501	8,600			
7 政府支出金	266,007	79,226	186,781			
8 寄附金	1	1				
9 繰入金	1	1				
10 繰越金	100,000	500,000		△ 400,000		
11 雑収	551,470	1,115,247		△ 563,777		
12 雑債	2	2				
才入合計	4,523,057	5,601,313		△ 1,078,256		

(才出総括表)

科	款	本年度額	前年度額	比較		
				増	減	
1	議 会 費	368,593	367,598	995		
2	役 所 費	2,783,749	2,410,509	373,240		
3	消 防 費	345,981	371,542		25,561	
4	土 木 費	292,962	509,023		216,061	
5	社会及労働施設費	190,367	878,585		688,218	
6	保健衛生費	30,057	242,004		211,947	
7	産業經濟費	298,561	309,376		10,815	
8	財産費	2	276,443		276,441	
9	財選費	61,057	57,359	3,698		
10	公債費	2	2			
11	諸予支備	121,726	148,872		27,146	
12	予備費	30,000	30,000			
才出合計		4,523,057	5,601,313		1,078,256	

検討がなされてをらず補助金に振り向ける財源の見通しが未だついてをりませんので今回は特殊の団体を除き全一次に去る六月二十八日村議会で修正議決になった一九五九年度の本村才入才出予算の各款別総括表を掲載致します

米寿合同祝いに ついて

村長 喜友名 朝誓

沖繩の社会には昔からの祝祭行事や風俗習慣が色々あり、又戦後複雑なる世相の中から新たに派生した生活様式も加わつて来ました。そう云う複雑な風俗習慣が色々あり、又戦後複雑なる世相の中から新たに派生した生活様式も加わつて来ました。そう云う複雑な風俗習慣が色々あり、又戦後複雑なる世相の中から新たに派生した生活様式も加わつて来ました。

社会生活を営むに當つて、吾々の正しく取り上げられねばならぬと思ひます。生活改善の運動として本村では将来或は道徳的な問題もあり、保健衛生上から改善すべき事項も多からうと思ひます。

時間勵行其外重要な問題が次々と大きが、当面の改善事項として村民の理解と実績の得易い合同祝いを先に実施し

たいのであります。去つた旧正月には六十才以上の生年祝いを村主催で行いましたが、心からなる皆さんの御賛同の下に頗る盛大に十分敬老と祝賀の目的を果して村民から喜ばれたと思ひます。

それから今度の八十八の米寿の御祝いをどうしようかと話が出たのであります。これについては村内各団体の御意見も承りました。村議会にも合同祝いの趣旨を説明しました。処方場一致御賛成の上其の経費も議決して下さいました。

米寿合同祝いの趣旨としては大休次の通りであります。八十八の高令を迎えられる事は御本人の幸福、御家族の名誉で、多数村民が之をあやかり祝福する意味に於て盛大にやると云う事は一応尤もであります。

所がだん／＼其のお祝いが大きくなり其の家族や近親者の負担が過重になり、将来の生活にも影響する場合があります。

其の為に老令である本人の御心配もありましようし其の準備後片付の為に十数日多人数が集まつたりしまし殊に当日は何百人の御挨拶や酒杯を受ける事など御本人の疲労も予想されます。

尚案内を受けた一般来客としても数箇所からの案内内で有難い事ではあるが、全部を歩き廻る為に、ゆつくり御祝ひも出来ず、又多額の経費の負担にもなり苦しい事情もあるものであります。

いふ大きな目的により、米寿の合同祝いの方針を決定し、本年米寿該当御家族の集會を願ひ此趣旨を説明しました。皆さん喜んで賛同して下さいました。この問題は単に経済面だけでなく、村主催合同祝いの名の下で大いに敬老精神を高揚し社会道徳推進の運動の一環としてこの行事を進めて行きたいと思ひます。

戦斗参加者等の手続について

今次大戦において軍人軍属以外の一一般住民でもとの陸軍や海軍の要請又は指示によつて戦斗に参加(協力)して死亡した者、又は旧国家総動員法に基いて徴用された者及び総動員業務に協力させられて、業務遂行中に戦時災害(敵の使用した兵器爆弾による負傷又は疾病、敵と直接交戦を原因とする負傷疾病、敵の謀略による負傷疾病等)が原因で死亡した者については援護法第三十四条第五項の規定により弔慰金三万円(国債日円)が支給されます。

一 戦斗参加者とは (1) もとの陸軍又は海軍から通常は部隊長又は幹部責任者から直接又は間接に戦斗に参加(協力)するよう要請又は指示を受けて戦斗に参加(協力)した者。 (2) もとの陸軍又は海軍から戦斗のための任務を命じられて(例えば部隊から部隊への伝令、連絡員として)いる最中に敵と遭遇交戦しそのため戦死又は戦傷死した者(自から進んで軍と共に行動し敵と交戦した者も含む)

戦斗参加の作業内容は大体次の通りとなっております。 陸地構築作業、炊事要員、食糧運搬の運搬作業、伝令、飛行場設備作業及破壊、道案内、教授班要員、食糧補給、区(村)長として協力、直接戦斗、特種技術者(大工左官等)、スパイ嫌疑による斬殺(主に久米島具志川)、戦況が悪化してから軍から壕の明け渡しを強制されて壕外において死亡した者、軍の命令により老若男女が自決を強られて自決した者(渡嘉敷、座間味に多い)以上のものが難役として馬糧収集(草刈り)給仕洗濯等、多種多様あります。村役所援護係は時効(来年の三月まで)に請求事務を行なわない場合は請求する権利を失う」という問題もありこの事務の早期処理を図るため戦斗参加者の該当者と思われる方々の御遺族は早急に援護係まで届出て貰うよう、要望して居ります。

戦傷死した者(自から進んで軍と共に行動し敵と交戦した者も含む) 沖繩戦における戦斗参加者の事例 南北三十里東西二里余の狭少な島に防衛軍約九万の兵隊が各市町村に配備されたため各市町村特に中南部地区においては村長、区長を中心に協力隊を組織して最寄の部隊からの要請又は指示によつて男女、老若の別なく働ける者は殆んど全員が部隊の作業に従事しそのため死亡した者が多数おります。戦斗参加の作業内容は大体次の通りとなっております。

印鑑登録及び印鑑証明交付請求の委任について

本村の印鑑事務は嘉手納村印鑑条例に基いて執行されておりますが未だこの条例の規定が知られてないようでありまして他人に自己の印鑑の登録亦は様式

印鑑証明の交付を依頼する場合の手続に於いて説明申し上げます。この規定によりますと原則的には「印鑑の登録及び同証明書の交付は本人自ら村役所に出頭の上登録するか又は請求するようになっておりますが止むを得ず本人が出頭出来ない場合は他人に委任状を託して印鑑登録及び同証明書の交付を請求することが出来ます。」この場合委任状を持たずに他人の印鑑証明書を請求したり又は難記帳等からひきちぎつた紙片に鉛筆で委任事項を記入してこれを提出する人達が多数見受けられますが印鑑事務の阻害は応々にして個人に相当の迷惑をおよぼす恐れもありますので皆様の印鑑事務を確実に執行するために今後他人に印鑑登録又は同証明書の請求を依頼する場合は左の様式による委任状に三仙印紙を貼付し必ずインク書で所定の欄に御記入の上役所に御提出下さい。

委任状 三仙印紙 委託人 嘉手納村字何々何番地何某を代理人と定め左の権限を委任する 一、印鑑登録に関する事 二、印鑑証明書交付請求に関する事 右委任する 年 月 日 住所 嘉手納村字何々何番地 氏名 何 某 印 嘉手納村長殿

印鑑登録及び印鑑証明 明交付請求の委任について 本村の印鑑事務は嘉手納村印鑑条例に基いて執行されておりますが未だこの条例の規定が知られてないようでありまして他人に自己の印鑑の登録亦は様式

台風フェイの見舞金交付さる

昨年九月来襲したフェイ台風によって、本村も甚大な被害を受けましたが、この度罹災者への見舞金として日本赤十字社から沖繩赤十字社を通じて贈られた援助資材の売掛金五万五百円が本村の被保護世帯及び困窮世帯中のフェイ台風罹災者へ贈られました。

(別表)

被保護世帯	困窮世帯	
	全壊	半壊
一世帯八百円の三四世帯	生活程度により	貳万七千貳百円
一世帯八百円の四世帯	生活程度により	壹万五千六百円
生活程度により		参千貳百円
		四千五百円

救援物資配給さる

去る七月十日政府福祉課より救済家庭四六世帯を対象に小中学生用の衣類や家庭用蚊帳、鍋等が配給され夏を迎えての心ある贈り物に感謝されました。

大掃除実施について

本村では夏を迎えて去る五月から清潔な嘉手納村を作る運動を展開し毎月第三日曜日村民清潔日と定めてあり、この日各世帯は家屋内外の清掃除草を行い直接伝染病を媒介する「か、はえ」等の一掃を主眼として下水道を新設、改修又は浚渫する様に申し合されております。特に最近清掃条例の制定に伴ない、目立つて村内の不潔箇所も減少しつつありますが、しかしながら絶無

務規則の改正に伴い、職員の勤務時間を平日は「午前八時三十分から午後五時三十分まで」、土曜日は「午前八時三十分から十二時三十分まで」に改めましたのでお知らせ致します。尚、平日の休憩時間は「正午より午後一時まで」の一時間となっております。

課名の変更について、嘉手納村課設置条例の一部改正に伴い、従来村の産業経済関係の事務を分掌していた「産業課」を去る七月一日から「経済課」に改めましたのでお知らせ致します。尚現在村役所内の課は総務課、財政課、復興課、経済課の四課が設置されております。

人事移動

△本村の貧困地帯の厚生のために永年親身になつて専念されてきた福祉主任の知念富子さんが今度胡差福祉事務所に転任になりましたのでその後任に砂辺登美さん(北谷村砂辺出身)が就任致しました。

△前駐在技師(獣医)の新崎盛文氏が不慮の災難で死亡されましたので、その後任に森根庸夫氏(与那城村屋ケ名出身)が就任致しました。

大掃除実施の日(七月二十七日(日曜日))

村役所の就業時間変更について

従来、嘉手納村役所職員の勤務時間は「午前八時から午後五時まで」となつておりましたが、去る七月一日から庶

村役所の就業時間変更について

従来、嘉手納村役所職員の勤務時間は「午前八時から午後五時まで」となつておりましたが、去る七月一日から庶

援護事務処理状況

1958.6.30現在

種別	対照件数	処理件数	未処理件数	進達中	裁定金額	備考
戦没者死亡公報	550件	468	12	70	-	
弔慰金	600〃	431	89	80	5,121,220	
遺族年金	450〃	330	80	40	6,844,689	
恩給	450〃	284	102	64	11,566,547	
葬祭料	600〃	19	312	269	33,072	
留守年	38〃	1	18	19	50,318	
障害年	15〃	12	1	3	462,970	
職協	100〃	1	82	18	-	
計	2,803〃	1,545	695	563	24,078,816 (B円)	

選挙人名簿の縦覧について

当村選挙管理委員会(委員長宮城景明)では七月十五日現在で調製した総選挙人名簿を左記に依り一般関係人の縦覧に供することになっております。総選挙人名簿の調製にあたっては脱漏誤記等の無いよう充分気をつけて、作

引揚者給付金等請求事務処理状況調 (1958年度) 嘉手納村

区分	受付件数	送付件数	認定件数	手持件数
11月	人	人	人	人
12	20			
1	5	20		
2	126			
3	77	91	11	6
4	55	68		4
5	34	68	56	4
6	76	116	66	9
計	388	363	133	25

備考
11月18日(月)午後2時より区長会開催(引揚者給付金等請求について説明のため)
11月25日 全疏受付事務開始

成したつもりではありませんが過去の選挙の執行に際しても脱漏誤記等があつて選挙会場が混雑し、選挙事務の運営にも相当支障を来たした事例もありませんので今回の縦覧期間には、全有権者が縦覧の上、登録漏れや誤載等がありましたら、是非縦覧期間中に異議申立下さる様お知らせ致します。

記

一、縦覧期間 自一九五八年八月一日 至一九五八年八月十五日 毎日 自午前八時三十分 至午後五時三十分

一、場所 嘉手納村役所